

1 混信妨害等の申告件数及び対応状況

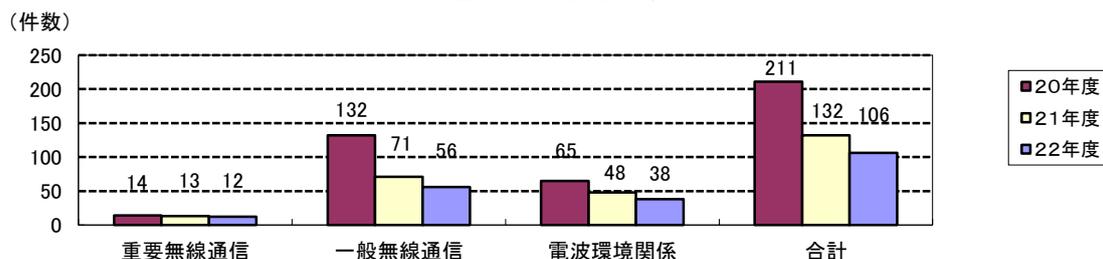
(1) 混信妨害等の申告件数

【信越管内】

(単位：件)

区 分	20 年度	21 年度	22 年度 (前年度比)
重要無線通信	14	13	12
一般無線通信	132	71	56
電波環境関係	65	48	38
合 計	211	132	106 (▲20%)

混信妨害等申告件数



【新潟県】

(単位：件)

区 分	20 年度	21 年度	22 年度 (前年度比)
重要無線通信	12	9	9
一般無線通信	59	30	22
電波環境関係	27	25	14
合 計	98	64	45 (▲30%)

【長野県】

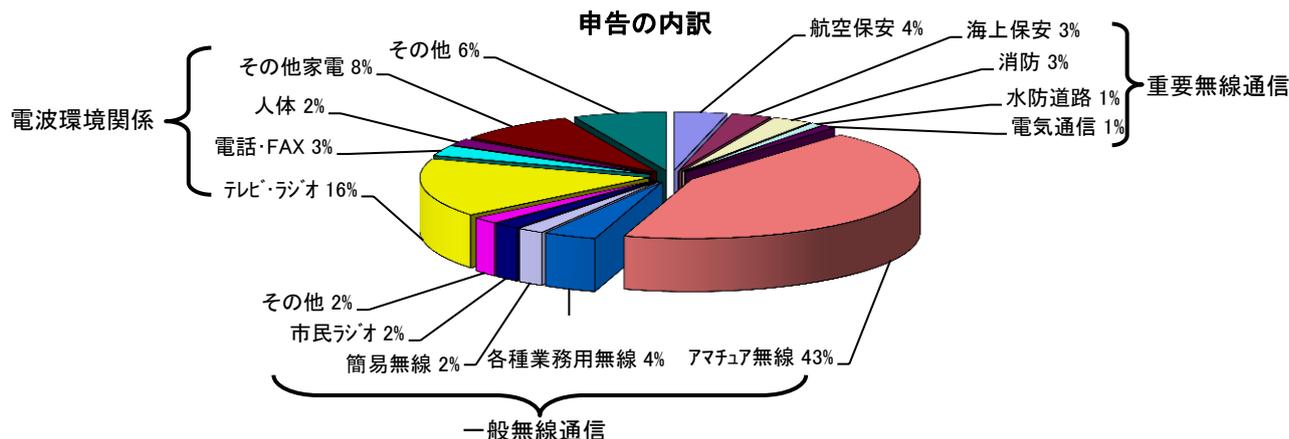
(単位：件)

区 分	20 年度	21 年度	22 年度 (前年度比)
重要無線通信	2	4	3
一般無線通信	73	41	34
電波環境関係	38	23	24
合 計	113	68	61 (▲4%)

(2) 申告受付件数の内訳

【信越管内】

区 分	件数 (比率)	申 告 の 内 訳
重要無線通信	12 (11%)	航空保安 4、海上保安 3、消防 3、水防道路 1、電気通信 1
一般無線通信	56 (53%)	アマチュア無線 46、各種業務用無線 4、簡易無線 2、市民ラジオ 2、その他 2
電波環境関係	38 (36%)	テレビ・ラジオ 17、電話・FAX 3、人体 2、その他家電 9 その他 7
合 計	106	



【新潟県】

区 分	件数 (比率)	申 告 の 内 訳
重要無線通信	9 (20%)	航空保安 3、海上保安 3、消防 2、電気通信 1
一般無線通信	22 (49%)	アマチュア無線 18、各種業務用無線 2、市民ラジオ 1、その他 1
電波環境関係	14 (31%)	テレビ・ラジオ 4、その他家電 7、人体 2、その他 1
合 計	45	

【長野県】

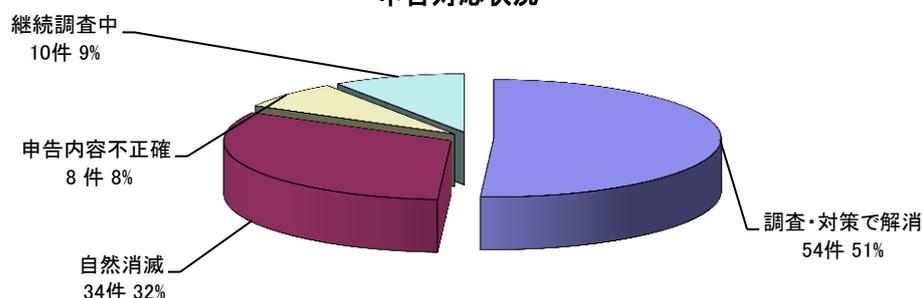
区 分	件数 (比率)	申 告 の 内 訳
重要無線通信	3 (5%)	航空保安 1、消防 1、水防 1
一般無線通信	34 (56%)	アマチュア無線 28、簡易無線 2、各種業務用無線 2、市民ラジオ 1、その他 1
電波環境関係	24 (39%)	テレビ・ラジオ 13、電話・FAX 3、その他家電 2、その他 6
合 計	61	

(3) 申告の対応状況

【信越管内】

対 応 状 況	件数 (比率)
調査・対策（指導・修理等）により解消したもの	54 (51%)
調査中又は調査前に自然消滅した（一過性）もの	34 (32%)
申告内容が不正確なもの	8 (8%)
継続調査中のもの	10 (9%)
合 計	106

申告対応状況



【新潟県】

対 応 状 況	件数 (比率)
調査・対策（指導・修理等）により解消したもの	25 (55%)
調査中又は調査前に自然消滅した（一過性）もの	13 (29%)
申告内容が不正確なもの	4 (9%)
継続調査中のもの	3 (7%)
合 計	45

【長野県】

対 応 状 況	件数 (比率)
調査・対策（指導・修理等）により解消したもの	29 (48%)
調査中又は調査前に自然消滅した（一過性）もの	21 (34%)
申告内容が不正確なもの	4 (7%)
継続調査中のもの	7 (11%)
合 計	68

(4) 申告の措置事例

ア EPIRBの発射

EPIRBとは、非常用位置指示無線標識装置（EPIRB: Emergency Position Indicating Radio Beacon）のことで、船舶が遭難した場合、その遭難地点を探知させるため遭難信号を自動的に発射する無線装置です。

当局では、EPIRBの発射の申告があった場合は、直ちに、電波監視システム（DEURAS）により方位測定などを行い、電波監視結果を第九管区海上保安本部（新潟市）に提供しています。

最近、船舶乗組員の誤操作だけでなく、老朽化により廃棄されたEPIRBに衝撃・振動を加えたことにより、EPIRBから遭難信号が誤って発射される（誤発射）が全国的に発生しており、誤発射の未然防止を図るため、管内の船舶局免許人、船舶無線工事業者及び造船所関係者等を対象にEPIRBの適正な取扱い方法及び廃棄方法等に関する周知啓発にも取り組んでいます。

イ アマチュア無線の違反

申告や電波監視により確認した運用違反に対しては、電波規正用無線局により注意・警告を行っており、平成22年度は、新潟県内36局、長野県内36局の計72局に対し実施しています。

ウ 放送受信への雑音

中波ラジオに雑音が入るとの申告に対して現地調査を行った結果、光電話用のルーターからノイズが発生していることが確認されました。

2 不法無線局の措置（摘発又は指導）状況

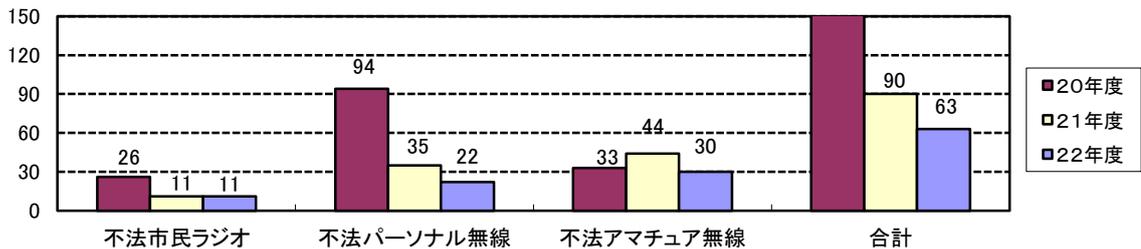
【信越管内】

(単位：件)

区 分	摘 発			指 導			合 計		
	20年度	21年度	22年度	20年度	21年度	22年度	20年度	21年度	22年度
不法市民ラジオ	5	2	1	21	9	10	26	11	11
不法パーソナル無線	17	4	4	77	31	18	94	35	22
不法アマチュア無線	14	12	5	19	32	25	33	44	30
合 計	36	18	10	117	72	53	153	90	63

不法無線局の措置状況

(件数)



【新潟県】

(単位：件)

区 分	摘 発			指 導			合 計		
	20年度	21年度	22年度	20年度	21年度	22年度	20年度	21年度	22年度
不法市民ラジオ	1	0	0	4	2	1	5	2	1
不法パーソナル無線	5	1	1	36	8	12	41	9	13
不法アマチュア無線	0	1	2	13	6	10	13	7	12
合 計	6	2	3	53	16	23	59	18	26

【長野県】

(単位：件)

区 分	摘 発			指 導			合 計		
	20 年度	21 年度	22 年度	20 年度	21 年度	22 年度	20 年度	21 年度	22 年度
不法市民ラジオ	4	2	1	17	7	9	21	9	10
不法パーソナル無線	12	3	3	41	23	6	53	26	9
不法アマチュア無線	14	11	3	6	26	15	20	37	18
合 計	30	16	7	64	56	30	94	72	37

(1) 捜査機関との共同取締りによる摘発、指導

管内の7警察署の協力を得て、主な幹線道路で延べ9回の共同取締りを実施した結果、6名(10件)を電波法違反で摘発し22名(22件)に対して行政指導を行いました。

取締実施場所 (回数)	摘発者数 (件数:無線局数)	指導者数 (件数:無線局数)	計	被摘発者の住所
長野県飯山市 国道117号線(2)	2(5)	1(1)	3(6)	長野県、新潟県
長野県佐久市 国道142号線	0(0)	5(5)	5(5)	
長野県千曲市 国道18号線	2(2)	0(0)	2(2)	神奈川県、群馬県
長野県木曾町 国道19号線	0(0)	8(8)	8(8)	
新潟県十日町市 国道117号線(2)	1(2)	2(2)	3(4)	長野県
新潟県阿賀町 国道49号線	0(0)	5(5)	5(5)	
新潟県胎内市 国道7号線	1(1)	1(1)	2(2)	新潟県
計	6(10)	22(22)	28(32)	

(2) 電波監視に基づく指導

管内の高速道路や国道などの主要な道路や車両の集中する場所等において、車両に設置されたアンテナの形状から不法無線局を搭載していると推測される車両の使用者31名に対して行政指導を行いました。

車両使用者		車両確認場所		計
		新潟県内	長野県内	
信越管内	新潟県内	9	0	9
	長野県内	0	10	10
東北管内		3	1	4
関東管内		0	4	4
北陸管内		1	0	1
東海管内		2	1	3
計		15	16	31

3 電波の安全性に関する説明会の状況

(1) 平成22年6月23日(水)

塩尻インキュベーションプラザ

- ・講演Ⅰ 「安心して電波を利用するために」

信越総合通信局 無線通信部長 苑田洋史

- ・講演Ⅱ 「電波が健康に与える影響：小動物を用いた実験的研究」

名古屋市立大学 大学院 医学研究科 教授 白井 智之

参加者数：62名

(2) 平成22年12月9日(木)

湯沢ニューオータニホテル

- ・講演Ⅰ 「安心して電波を利用するために」

信越総合通信局 無線通信部長 苑田洋史

- ・講演Ⅱ 「電磁波の健康への影響とWHOの動向」

明治薬科大学 客員教授(電磁界情報センター所長) 大久保 千代次

参加者数：56名